

# 事業法人通信

2019年 6月15日

作成・監修  
朝日税理士法人

## ～2019年度税制改正⑥～

2019年税制改正について、事業法人に係る主な改正内容を記載する。今回は特定経営力強化向上設備・経営改善設備の特別償却等

(ポイント)

- 中小企業等経営強化税制の2年延長(特別償却等)
- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制(特別償却等)

### 1.特定経営力向上設備・経営改善設備の特別償却等

中小企業等経営強化税制について、商業・サービス業・農林水産業活性化税制がそれぞれ、範囲の明確化及び適正化がおこなわれた上で、2年延長される。

#### ■中小企業等経営強化税制

中小企業者(※)等が行う、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備(特定経営力向上設備)投資について、即時償却又は税額控除のいずれかの適用が可能

※ 中小企業者とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人(ただし下記の会社を除く)

①大規模法人(資本金又は出資金の額が1億円超の法人もしくは資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人)から2分の1以上の出資を受ける子会社

②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける子会社

(注)みなし大企業については、改正案により対象が拡充

| 類型    | 生産性向上設備(A類型)  | 収益力強化設備(B類型)   |
|-------|---|--|
| 要件    | ① 経営強化法の認定<br>② 生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備  | ① 経営強化法の認定<br>② 投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備  |
| 対象設備  | ◆機械装置(160万円以上)<br>◆測定工具及び検査工具(30万円以上)<br>◆器具備品(30万円以上)(試験・測定機器、冷凍陳列棚等)<br>◆建物付属設備(60万円以上)(ボイラー、LED証明、空調等)<br>◆ソフトウェア(70万円以上)(情報を収集・分析・指示する機能) | ◆機械装置(160万円以上)<br>◆測定工具及び検査工具(30万円以上)<br>◆器具備品(30万円以上)<br>◆建物付属設備(60万円以上)<br>◆ソフトウェア(70万円以上) |
| 確認者   | 工業会等  | 経済産業局  |
| 指定事業  | 中小企業投資促進税制の対象事業及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業   |  |
| その他要件 | 生産等設備を構成するものであること※2/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと等   |  |
| 税制措置  | 即時償却又は7%税額控除(資本金3,000万円以下もしくは個人事業主は10%)   |  |

※2 事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物付属設備等は対象外

(裏面に続く)



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

## ～2019年度税制改正⑥～

### 2. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

#### ■商業・サービス業・農林水産業活性化税制

商業・サービス業を営む中小企業者(※)等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備又は器具・備品(経営改善設備)を取得し、その法人の指定事業(貸付の用を除きます)の用に供した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人及び個人事業主のみ)のいずれかの適用が可能

※ 中小企業者とは、期末資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人(ただし下記の会社を除く)

①大規模法人(資本金又は出資金の額が1億円超の法人もしくは資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人)から2分の1以上の出資を受ける子会社

②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける子会社

(注)みなし大企業については、改正案により対象が拡充

| 設備     | 要件                               |
|--------|----------------------------------|
| 器具及び備品 | 1台または1基の取得価額が30万円以上のもの(新品のものに限る) |
| 建物付属設備 | ーの取得価額が60万円以上のもの(新品のものに限る)       |

#### 改正案

経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることが適用要件に加えられます

経営改善指導等に基づく設備投資

税制措置  
(特別償却30%又は税額控除7%)



相談

経営改善指導

#### 経営改善指導を行う機関等

都道府県中小企業団体中央会  
商工会議所  
商工会  
商店街振興組合連合会  
認定経営革新等支援機関等

適用時期:2019年4月1日から平成2021年3月31までの間に取得等及び事業の用に供したものについて適用

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

#### コラム:実務家のひとこと

##### (役員給与と税務上取扱い)

役員に対する給与には税務上損金算入制限がある。役員給与を通じて事業法人の利益圧縮(調整)を防止するための措置である。損金算入できる役員給与は①定期同額給与②事前確定給与③業績連動給与で、事後的に恣意性が介入しないようにされる。ただし、役員の職責を持っていても同時に従業員(使用者)として常時業務従事している労働対価部分は当然に損金算入が可能だ。ただし、いわゆる「使用者兼務役員」の範囲からは副社長等に準ずる職制上の地位を有する者(社長、副社長、常務・専務取締役、CEO(最高経営責任者)やCOO(最高執行責任者)、CFO(最高財務責任者)等は除かれる。「使用者兼務役員」の対象は通常は平の取締役で営業部長や管理部長等を兼務・担当する者となろう。税務調査でも役員の範囲や執行役員等で実質的に経営に従事(取締役会出席・発言・影響等)しているもの(みなし役員)の範囲は問題となることが多い。注意が必要だ。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。